

包括外部監査の結果に対する措置状況

観光に関連した事業に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示	指摘	<p>業務委託した発注先がその業務の一部を再委託する際は、受注者は県に業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面（以下「承諾願」という。）を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。特に瀬戸内国際芸術祭2022案内所運営等業務に係る業務委託において実施された再委託については、県として再委託の金額すら把握されていなかった。</p> <p>県の契約書では業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止されている。これは、県による業者選定プロセスの形骸化を防ぎ、選定した委託事業者による業務の適正な履行を確保するためと考えられる。こうした趣旨をふまえ、再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、例えば国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載し、当該金額も踏まえて再委託の承諾の可否を判断する必要がある。</p> <p>なお、再委託の承認において再委託金額を踏まえて決裁する手続きへの見直しは、全庁的な対応が必要な事項と考えられる。</p>	<p>出納局が発出した令和5年12月26日付け5出納第203282号「業務委託契約における再委託の承諾について（通知）」を受け、令和6年度から再委託金額も踏まえ、再委託の承認可否の判断を行っている。</p>
物品購入に係る単独随意契約の決裁手続	指摘	<p>かがわ国際会議場同時通訳設備用機器の購入契約（契約金額：5,775千円）は、単独随意契約で発注が行われている。県では本契約で単独随意契約が認められる根拠として、「単独随意契約理由の分類と説明について（通知）」（平23.3.23出納局長通知）に記載された単独随意契約によることがやむを得ないと認められるケースに該当するためとの説明をしているが、そもそもこの局長通知は業務委託契約に係る取扱いを定めたものであり、物品の購入契約に適用されるべきものではない。</p> <p>単独随意契約に係る決裁を制度趣旨に則って厳格かつ適切に行うためには、局長通知の類推適用等の拡大解釈を行ってはならず、単独随意契約の必要性についてより丁寧な説明と、より厳格な審査が必要である。</p> <p>具体的には、香川県会計規則第184条第7号及び第186条に基づき、①購入する物品の性質又は目的が競争入札に適しないという点、及び②2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認められる点を、十分に説明・文書化し、これを厳格に審査することを通じて、単独随意契約の締結がやむを得ないと判断することが必要であったと考えられる。</p>	<p>単独随意契約を行う場合には、その必要性について、より丁寧な説明を起案文書に記載するとともに、その説明の記載の有無も含めた厳格な審査を行うこととした。</p> <p>今後、本件のような事案に当たっては、御指摘のとおり、①購入する物品の性質又は目的が競争入札に適しないという点、②2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認められる点など、単独随意契約の締結がやむを得ないと判断した理由について、正確で丁寧・十分な説明を記載するとともに、厳格な審査を通じて、単独随意契約の制度趣旨に則った事務執行に努めることとした。</p>
文化資源活用事業費補助金の補助対象経費の適用誤り	指摘	<p>粟島海洋記念館の耐震改修工事等に係る実施設計業務の委託（33,627千円）について、当初、県では設計業務に係る費用の全額が国庫補助金（文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業））の対象経費になると認識し、予算計上もその前提で行っていた。その後、一部の業務（保存工事に係る設計業務：4,506千円）が補助対象外であることが判明し、結果として国からの補助金が当初予算より減額されたため、不足した財源を一般財源から支出するために、予算流用による財源振替を実施している。</p> <p>適切な予算案の策定のためにも、国庫補助金の補助対象経費の範囲については事前に十分確認し、補助金の概要を熟知したうえで、補助金申請を実施する必要がある。</p>	<p>補助金等の交付申請をしようとする際には、補助金交付要綱等を十分確認し、補助金の対象経費の範囲や条件を事前に確認して詳細を把握することとした。</p> <p>また、今回のような文化財に係る補助金交付申請に際しては、専門家の助言も必要になることから、生涯学習・文化財課や文化庁にも不明な点を確認するよう連携体制を構築し、既にそのとおり運用しているところである。</p>

<p>補助対象事業で仕入税額控除された消費税等の返還手続に係る仕組みの導入</p>	<p>指摘</p>	<p>補助金の交付を受けた事業者が補助対象事業の支払いに際して支出した消費税等のうち、申告によって仕入税額控除された額については県へ返還を求めるよう補助金の交付要綱等で定めを設けることが求められるが、「香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱」を確認したところ、そうした定めは設けられていなかった。 本補助金については、その交付先の事業者である公益社団法人香川県観光協会が補助金対応経費等に係る消費税等について仕入税額控除していなかったため、補助金の返還が必要となるような状況とはなっていなかったものの、事業者が実質的に負担しない額について補助金が交付されたままとならないよう、補助金の交付要綱において補助金の返還手続を明記することが必要である。</p>	<p>令和6年4月に「香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱」の第4条及び第11条を改正し、補助金の返還手続に関する項目を追記した。</p>
<p>委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示</p>	<p>指摘</p>	<p>業務委託をした発注先がその業務の一部を再委託する際は、受注者は県に事務局運営業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面（以下「承諾願」という。）を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。特に県内宿泊等促進事業に係る業務委託において実施された再委託については、県として再委託の金額すら把握されていなかった。 再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載し、当該金額も踏まえて再委託の承諾の可否を判断する必要がある。 なお、再委託の承認において再委託金額を踏まえて決裁する手続きへの見直しは、全庁的な対応が必要な事項と考えられる。</p>	<p>出納局が発出した令和5年12月26日付け5出納第203282号「業務委託契約における再委託の承諾について（通知）」を受け、令和6年度から再委託金額も踏まえ、再委託の承認可否の判断を行っている。</p>
<p>事業実施の成果が事業目的に適合しない事業（体験料割引キャンペーンのクーポン利用者属性）</p>	<p>指摘</p>	<p>「新しい観光スタイル推進事業」では、県が公益社団法人香川県観光協会に補助金を交付し、公益社団法人香川県観光協会はこれを原資として株式会社リクルートに業務委託を行っている。その目的は、日帰りが多い本県観光客に対し、2泊3日以上滞る滞在型観光を推進しようとするものである。 本事業の一環として株式会社リクルートを通じて県内の施設等を半額で利用できるクーポンを配布しているが、実際には当該クーポンを利用した64%が香川県在住者で、30%超のクーポンが高松市内のスーパー銭湯で利用される結果となってしまう。つまり、クーポンの大部分が旅行者による観光目的での利用ではなく、香川県在住者によるレクリエーション目的での利用であったと推察され、結果として事業目的に適合した使われ方となっていない。 効果的な事業が実施されるためには事業実施の成果が事業目的に適合したものであることが必要であり、制度設計について今後の見直しを含め十分留意すべきである。県としても公益社団法人香川県観光協会と十分な連携を取りながらそうした指導・助言を行っていくことが必要と考えられる。 なお具体的な制度設計の見直し方法としては、例えば体験料割引キャンペーンのクーポンの利用対象を県外在住者に限定すること等が考えられる。</p>	<p>当該事業は、令和5年度で終了したものであるが、今後、同様の事業を実施する際には、事業目的に適合し効果的な事業実施が図られるよう取り組む。</p>